

(案)

(公印・契印省略)

統計委第 号
令和 7 年 月 日

総務大臣
林芳正 殿

統計委員会委員長
津谷 典子

諮詢第 197 号の答申
疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について

本委員会は、諮詢第 197 号による疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 変更の適否

疾病、傷害及び死因の統計分類については、諮詢のとおり、変更して差し支えない。

2 理由等

今回の変更は、世界保健機関が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して行われるものであることから、適当である。

3 今後の課題

今回、当委員会として一度審議を終えた諮詢案について、一部修正及び再審議が必要となつたが、疾病、傷害及び死因の統計分類（以下「本統計分類」という。）が各種統計における統計基準として広範に利用されていることを踏まえ、その正確性の確保に万全を期する必要がある。このため、総務省及び厚生労働省は、今後の本統計分類の告示に向けて一層連携して告示案の確認作業を進めるとともに、再発防止に努めることが重要である。

なお、今後、本統計分類に誤植等により軽微な修正が必要となった場合において、当該修正が、本答申において適當とされた本統計分類の構成・内容等を実質的に変更するものではないと統計基準部会長が判断した場合は、諮詢審議を要さない。